

平成23年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：民事訴訟法(配点:100点)

注意事項

- 1 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 2 問題冊子は、全部で2ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 3 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 4 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 5 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 6 机上に各自の「受験票」と「大学入試センター法科大学院適性試験受験票」を出しておくこと。
- 7 解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。

第1問

Xは、2010年4月15日に、Yを被告として、貸金返還請求の訴えを提起した。口頭弁論において、Xは、2000年3月末日に返済してもらった約束でYに金銭を貸したと主張した。これに対して、Yは、返済期日がXの主張の通り、2000年3月末日であることを認めたとうえで、Xの貸金債権は消滅時効の完成により消滅したと主張した。このYの主張に対して、Xは、貸金の返済期日は2000年3月末日ではなく2000年4月末日であると主張を改めることができるか。学説の対立も踏まえながら、論じなさい。なお、返済期日については、Xが証明責任を負うものとする。

(配点：40点)

(民事訴訟法)

第2問

Xの主張するところによれば、Xは、Yに対して1000万円の貸金債権（以下、「甲債権」という）を有しており、すでに返済期限が到来している。Yは、Zに対して500万円の売買代金債権（以下、「乙債権」という）を有していて、すでに弁済期が到来している。Yは、このほかにめぼしい財産を有していないにもかかわらず、Zに対し当該売買代金の支払を一向に求めようとしな

い。以上の主張をもとに、Xは、民法423条1項により、Zに対し、ZがYに支払わなければならない500万円の売買代金の支払を求める訴え（以下、「本件訴え」という）を提起した。

これを前提に、次の各問に答えなさい。

問1 裁判所は、審理の過程で、Xの甲債権の存在に疑問を抱いた。しかし、YのZに対する乙債権が存在しないとの確信を得るにいたったため、甲債権の存否を明らかにしないまま審理を終結し、Xの請求を棄却する判決を言い渡した。

この場合、裁判所が請求棄却判決を言い渡した点について、学説の対立も踏まえながら、その当否を論じなさい。

問2 XのZに対する本件訴えが裁判所に係属している最中に、YがZを相手に、自ら乙債権の履行を求める訴えを提起したとする。この場合、裁判所は、Yの訴えをどのように扱えばよいか論じなさい。

(配点：60点)